

平成24年川俣町議会第9回定例会会議録

平成24年川俣町議会第9回定例会は、9月6日川俣町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

| | | |
|------------|------------|------------|
| 1番 村上源吉君 | 2番 高橋道弘君 | 3番 高橋真一郎君 |
| 4番 鳴原利光君 | 5番 高橋道也君 | 6番 菅野清一君 |
| 7番 菅野意美子君 | 8番 菅野正彦君 | 9番 黒沢敏雄君 |
| 10番 佐藤喜三郎君 | 11番 五十嵐謙吉君 | 12番 高野善兵衛君 |
| 13番 石河清君 | 14番 遠藤宗弘君 | 15番 斎藤博美君 |
| 16番 新関善三君 | | |

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | | | |
|--------------|--------|--------|--------|
| 町長 | 古川道郎君 | 副町長 | 永田嗣昭君 |
| 総務課長 | 高橋清美君 | 企画財政課長 | 菅野浩市郎君 |
| 町民税務課長 | 高橋良之君 | 会計管理者 | 佐藤修一君 |
| 保健福祉課長 | 佐藤真寿夫君 | 建設水道課長 | 佐藤賢助君 |
| 原子力対策課長 | 沢口進君 | 産業課長 | 沢井一雄君 |
| 教育委員長 | 佐藤捷善君 | 教育長 | 神田紀君 |
| 教育次長兼こども教育課長 | 仲江泰宏君 | 生涯学習課長 | 松本康弘君 |
| 総務課長補佐 | 大内彰君 | 監査委員 | 斎藤庸夫君 |

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

| | | | |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 佐藤光正 | 書記 | 橋本文雄 |
| | | 書記 | 菅野春華 |

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

議案の上程

町長提案要旨の説明

請願・陳情の委員会付託

諸般の報告

議報告第4号 例月出納検査等の結果報告について

報告第6号 寄附採納報告

報告第7号 地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告について

議案第46号 不動産の取得について（審議採決）

議案第47号 川俣町暴力団排除条例の一部を改正する条例（説明）

議案第48号 川俣町国民健康保険条例の一部を改正する条例（説明）

議案第49号 平成23年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について
（説明・質疑・付託）

追加日程

発議第18号 平成23年度川俣町各会計決算審査特別委員会設置に関する決議

◎開会及び開議の宣告

○議長（新関善三君） おはようございます。開会に先立ちまして、申し上げます。

本日から議会中継が開始いたしますが、機器の操作、指導のため、株式会社コンピュータビジネスから技術部部長代行の田村さんに来てもらっておりますので、入場を許可してあります。

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、平成24年第9回川俣町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。 (午前10時01分)

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 会議を進める前に申し上げます。

本日は気温が上がってまいりますので、上着を脱いでも結構です。

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 日程第1, 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において1番議員 村上源吉君、2番議員 高橋道弘君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 日程第2, 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期、議事運営について、議会運営委員長から報告いたします。

石河議会運営委員長。

○議会運営委員長（石河清君） 皆さん、おはようございます。本定例会の会期及び審議日程につきまして、去る8月31日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。その結果、次のとおり決定いたしましたので、報告をいたします。

まず、会期は、本日から20日までの15日間といたします。

審議日程であります。第1日目の本日は、議案の上程、町長から提案要旨の説明を受けた後、請願・陳情の委員会付託を行い、諸般の報告、例月出納検査等の結果報告、寄附採納報告等の報告を受けます。次に、不動産の取得について審議、採決の後、一般議案2件の内容説明、平成23年度一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、簡易水道事業特別会計、奨学資金特別会計、工業団地造成事業特別会計、各財産区特別会計、水道事業会計、以上13件の決算について、内容説明及び質疑を行います。続いて、平成24年度一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、簡易水道事業特別会計、水道事業会計、以上6件の補正予算について、内容の説明を受け、午後4時ごろ散会の予定であります。なお、本会議終了後は、各常任委員会を開催していただきます。第2日目の7日、金曜日は、議案調査のため休会といたします。第3日目の8日は土曜日、第4日目の9日は日曜日のため休会であります。第5日目の10日、月曜日は午前10時に本会議を開議し、一般質問を行い、午後4時30分ごろ散会の予定であります。なお、一般質問は5名の方を予定をしております。

第6日目の11日、火曜日は、午前10時に本会議を開議し、引き続き一般質問を行い、午後4時30分ごろ散会の予定であります。一般質問は5名の方を予定しております。なお、本会議終了後は、各常任委員会を開催していただきます。第7日目の12日、水曜日は、午前10時から正午ごろまで各常任委員会を開催していただきます。第8日目の13日、木曜日から第14日目の19日、水曜日までは、休会といたします。本定例会最終日であります第15日目の20日、木曜日は、追加議案等が予定されておりますので、午前9時から議会運営委員会等を開催していただきます。その後、本会議を午後2時30分に開議し、各常任委員長から請願・陳情の審査結果など、付託案件について報告を受けた後、一般議案2件の質疑・討論・採決、平成23年度決算13件の討論・採決、平成24年度補正予算6件の質疑・討論・採決を行い、追加議案等をすべて議了し、午後5時ごろ閉会の予定であります。

以上のとおり決定をいたしましたので、議員各位のご協力をお願いをいたしまして、報告といたします。以上であります。

○議長（新関善三君） ただいま議会運営委員長より報告いたしました日程でご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって会期は、15日間と決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 日程第3、本定例会に付議されました議案は、お手元に配付したとおりでありますので、一括上程いたします。

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 日程第4、町長から提案要旨の説明を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 皆様、おはようございます。本日、ここに平成24年第9回川俣町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には、大変お忙しい中、ご参集を賜りましたことに、心から御礼を申し上げます。

さて、本定例会に提出いたします案件は、報告が2件のほか、議案は条例等が3件、決算の認定が13件、補正予算が6件でございます。

昨年の東日本大震災以来、間もなく1年半が経過いたしますが、復旧から復興に向けた様々な課題の解決に向け、対策を進めてまいっているところでございます。この間、これらを進めるにあたりましては、議員の皆様方をはじめ、町民の皆様方からも多くのご意見、ご要望を賜る中で、関係機関とも十分な協議を進めながら対処してまいったところでございます。

まず、昨年度の災害に対する対応から申し上げます。災害復旧費における農地・農業用施設災害復旧補助事業費では、羽田蟹ノ越ため池災害復旧工事をはじめ、用水路修繕や農地等災害復旧事業補助、林道災害復旧工事など、土木施設災害復旧事業費では、土木施設災害復旧工事、町営住宅災害復旧工事など、合わせて200件を超える

災害復旧事業を実施してまいりました。また、公立学校施設災害復旧事業においては、川俣中学校屋内体育館震災復旧工事をはじめ、友・ゆうプール浄化槽災害復旧工事など、14件の災害復旧工事を、また、社会教育施設においては、川俣町体育館災害復旧工事や繰越事業となった小神公民館災害復旧工事など、10件の災害復旧工事を実施してまいりました。消防費における宅地関連災害復旧に対する補助事業では、敷地に関する補助が108件、住宅が390件、井戸が45件の合わせて543件の助成を行ってきたところであります。同じく災害対策費では、山木屋地区が計画的避難区域に指定された後の地区内の交通、防犯等の安全確保を目的に編成した山木屋地区地域安全パトロール業務は、昨年6月15日、隊員59名で活動を開始して以来、連日、地域の安全確保のためのパトロール活動を行っております。また、教育費においては、東日本大震災、原発事故による児童生徒の不安や心身のストレスをケアするため、スクールソーシャルワーカーの配置や就学困難となった児童、生徒を援助するための避難児童・生徒等支援事業を実施いたしました。教育施設環境における線量低減化対策では、放射線から子供を守るため、幼稚園、保育園、小・中学校の園庭、校庭表土除去及び校舎等の壁面洗浄を実施し、放射線量の低減を図るとともに、教室内に放射性物質の取り込み防止対策として、昇降口や玄関先に泥落とし用マットを設置するとともに、園児、児童等の心身ケア及び健康増進を図るため、みちのく杜の湖畔公園や八木山動物園などで校外学習を行う「かわまた子どもハッピースクール事業」等を実施し、1,079名の園児、児童が参加をいたしました。また、通学路等における放射線量の低減化を図るため、自治会等が中心となり、94団体による線量低減化活動事業を行いました。今年度においても、かわまた子どもハッピースクール事業、スクールソーシャルワーカー派遣事業を継続するとともに、県の補助事業を活用して、小、中学校児童生徒を対象とした宿泊体験学習事業をリステル猪苗代や会津自然の家などで実施をしております。県外の自治体や各種団体からの支援事業では、先月中旬、愛知県日進市と川俣スポーツ少年団との少年野球交流事業や山形県鶴岡青年会議所の招待事業である希望の光プロジェクト招待事業「赤川花火大会鑑賞」、静岡県富士宮市において、日本大学生物資源科学部主催による山木屋小、中学校児童生徒を対象とした自然体験学習、酪農体験等の夏休み自然体験キャンプに参加をしております。福島県生活協同組合連合会、福島県ユニセフ協会による福島の子ども保養「そとあそびプロジェクト」では、幼稚園、保育園児を対象に、7月中旬から松島水族館を訪れ、園外保育を実施してきております。

次に、除染事業について申し上げます。まず、山木屋地区であります。計画的避難区域である山木屋地区は、汚染廃棄物対策地域及び除染特別地域に指定され、町としては、昨年度実施した坂下地区のモデル除染事業を踏まえ、徹底した除染を国に求め、平成24年、25年度の2年間で山木屋地区全地区の除染を、国の責任で除染を実施することとなっておりますので、平成24年度は、甲1区、甲2区、乙8区の3地区を行うことで、現在、第1回の除染に関する説明会を終え、各戸の空間線量調査を行っております。また、農地除染対策実証事業として、細畑、日向地内の農地10

ヘクターを土壌剥ぎ取り工法による除染実証事業を行っており、剥ぎ取った水田に客土を施し、水稻の作付け実証にも取り組み、効果の検証を併せ行っております。また、加えて木の葉や枝等をペレット等に加工して保管する減容化事業や自力増進作物として、営農再開時に支障を生じない品種のレンゲ、シロクローバーを作付けすることを地権者の皆様の意向を確認し、進める予定ともなっております。山木屋地区を除く川俣町全域の除染につきましても、本来、国が直接責任を持って行うべきものでありますが、平成23年8月30日に公布、平成24年1月1日に施行された「放射性物質汚染対処特措法」により、汚染状況重点調査地域に指定された市町村は、長期的な目標として、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となることを目指し、除染実施区域の設定、除染実施計画に基づき除染等を行うこととなり、町では川俣町放射性物質除染計画を策定し、平成24年度及び平成25年度を重点除染期間と位置付けをし、今年度は町内において、放射線量の比較的高い場所、標高が高い場所、世帯構成等を考慮し、全町内の生活圏の除染において、今年度は、小島、飯坂、小綱木、大綱木、東西福沢地区の5地区の除染を行います。町民皆様方のご理解とご協力をいただくため、除染実施説明会を7月上旬から8月上旬にかけ、各行政区単位にこれまで39回開催をいたし、おかげさまで各地の仮置場等も決まってきたところでございます。これらの除染対策事業業務につきましては、地元企業と大手企業による除染共同企業体を組織していただき、8月23日入札を行い、全5地区について発注をしたところでございます。工期は8月27日着工、平成25年2月28日完成で、除染実施にかかる5地区の合計が、戸建て住宅が1,428戸、公共施設等が7施設、住宅周辺山林が354万7,065平方メートル、モニタリング箇所が6万1,849測点、道路等が107万2,528キロメートルとなっております。今後は、本格的除染事業が始まりますので、資材購入等、川俣町除染事業組合との連携を密にし、更に、従業員宿舎の確保、治安維持、交通安全等々、関係機関、団体の協力をいただきながら、町を挙げて安全、安心な除染事業の推進に努めていかなければならないと考えております。また、川俣町除染対策事業における学校施設等につきましては、小・中学校、幼稚園、保育園、わいわいクラブについて、8月17日に着工し、9月末、10月末の完成に向け、モニタリング及び公共施設等の除染を実施しております。公共施設等の合計面積、モニタリングは、それぞれ6万5,182平方メートル、391測点でございます。

次に、山木屋地区住民アンケートについて、報告申し上げます。原発事故発生以来、1年5か月が過ぎ、今もって避難生活を強いられている山木屋地区住民の皆様の避難生活の帰還に向けた意向を把握するため、15歳以上の住民1,114名を対象に、8月実施いたしました。8月25日締切りで833名の回答、74.78%の回答率でございました。今後、詳細に分析を行い、課題、問題等を共有しながら、避難生活支援、復興へ向けた取り組みの検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、平成23年度の決算の状況について申し上げます。平成23年度の歳入総額は、75億7,943万4,000円で、前年度と比べて1億6,418万1,000円、

2.2%の増額となりました。構成比が最も大きいのは、地方交付税34億1,295万円、次いで、町税11億4,162万9,000円、県支出金9億4,840万2,000円となっており、これら5項目で歳入総額の86%を占めております。県支出金については、市町村復興支援交付金3億3,014万3,000円、線量低減化活動支援事業補助金5,334万5,000円、災害救助費繰替支弁金3,785万1,000円、緊急雇用創出基金事業補助金1億1,636万6,000円などにより、総額で4億7,379万5,000円、99.8%の増額となりました。歳出では、総額74億82万4,000円で、前年度に比べ2億6,245万6,000円、3.7%の増となりました。行政目的別で構成比が最も高いのは、民生費で歳出決算総額の25%、次いで総務費21.7%、教育費11%、公債費9.1%の順となっております。前年に比べ増減率の大きいものは、災害復旧費461.6%、消防費75.1%、議会費34%などが増で、教育費47.5%、公債費8%、農林水産業費2.7%が減となっております。議会費では、議員年金制度廃止に伴い、社会保険料が増額となったことによるものでございます。総務費では、庁舎移転事業費、東日本大震災復興基金積立金、選挙経費が増額となっているため、1億6,593万円、11.5%の増額となっております。民生費では、災害救助臨時経費、災害救助費、原子力災害対策事業費などの増加に加え、福祉センター解体工事などで1億1,556万3,000円、6.7%の増となっております。衛生費では、内部被ばく検査料、線量低減化活動事業費、予防接種事業費、衛生処理組合負担金などの増により、9,529万円、23.7%の増となっております。農林水産業費では、農地除染対策事業として果樹園の樹体除染を行いました。が、峠の森自然公園施設整備の終了などにより、480万5,000円、2.7%の減となりました。商工費では、工業団地造成事業特別会計繰出金などが増額となり、982万6,000円、3.4%の増となっております。土木費では、事故繰越と合わせ、町道7路線の整備事業や4路線の測量設計の実施などにより、1,993万9,000円、5.6%の増となっております。消防費では、災害対策費として、宅地関連災害復旧事業補助金、井戸災害復旧事業補助金、地域安全パトロール事業費などが増となり、2億1,221万1,000円、71.5%の増となっております。教育費は大幅な減額となっておりますが、前年度において川俣中学校、富田幼稚園の耐震補強工事や中央公民館空調工事、旧福沢、小島小学校改修工事などを実施したためであります。災害復旧費については、震災による農地・農業用施設、林業施設及び土木施設、公立学校施設、社会教育施設などの復旧費であり、総額で4億9,817万9,000円となっております。

以上、平成23年度の歳入の状況、目的別歳出の状況について申し上げます。

それでは、提出議案等の要旨について、説明申し上げます。

報告第6号、寄付採納報告は、寄付採納15件について、報告を行うものであります。

報告第7号、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、

平成23年度の決算における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに公営企業の資金不足比率を監査委員の審査に付したうえで、議会に報告を行うものでございます。

議案第46号、不動産の取得については、旧川俣精練の土地及び建物を競売により落札いたしましたので、これを取得するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第47号、川俣町暴力団排除条例の一部を改正する条例は、暴力団の不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴う改正で、第32条の2として、事業者の責務が加えられたことによる改正でございます。

議案第48号、川俣町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、福島県子どもの医療費助成事業の実施に伴い、平成24年10月診療分より、これまでの医療費等の一部負担金の無料化が15歳までであったものを18歳までに拡大することに伴う改正でございます。

議案第49号、平成23年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第61号、平成23年度川俣町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、それぞれ平成23年度川俣町各会計歳入歳出決算について、認定をお願いするものでございますが、監査委員の審査意見書のほか、決算に伴います主な事業の成果の概要及び各会計の執行の実績につきましては、付属資料のとおりでございます。

次に、議案第62号、平成24年度川俣町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。本補正予算は、既定の予算額249億4,666万7,000円に、歳入歳出それぞれ2億8,112万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ252億2,779万5,000円とするものでございます。歳入におきましては、交付額の確定により、普通交付税が7,037万2,000円の増額。国庫支出金で土木施設災害復旧費国庫負担金6,210万7,000円、社会資本整備総合交付金1,500万円などが増額。県支出金では、森林環境交付金168万1,000円、地域支え合い体制づくり助成事業補助金1,160万8,000円の増額や18才以下までの医療費が無料となることから、こども医療費助成事業県補助金859万円などが増額となっております。繰越金では、前年度決算剰余金の2分の1を計上するもので、6,085万4,000円の増額。町債では、臨時財政対策債440万円、道路橋梁整備事業債、過疎債であります。土庫施設災害復旧事業債4,030万円をそれぞれ増額いたしております。歳出では、7月の人事異動による人件費の組み替えや時間外手当の増額で246万2,000円の増、物件費では例規整備調査業務委託料66万円、モニタリング事業費検査センタープレハブ賃借料125万7,000円などに加え、就学前の子どもを対象に「親子のびのびリフレッシュ事業」と称し、県外での宿泊活動を行うための委託料4,050万円を増額し、総額で4,470万1,000円の増額となっております。維持補修費では、農業用水路整備資材代266万4,000円、林業施設修繕料233万1,000円などが増額。扶助費では18歳以下の医療費助成費、社会保険分として237万6,000円を増額しております。補助費等では購入時から21年が経過し、老朽化している町社会福祉

協議会のマイクロバス購入補助1,405万7,000円、文化財保護事業費では、被災した文化財を修復するための補助金519万9,000円などが増額となり、総額で1,674万5,000円の増額。普通建設事業費では、旧川俣精練用地購入費884万円、ホールボディカウンター購入費4,330万円などが減額となっておりますが、町道小神・秋山線道路改良工事費2,572万5,000円、消防屯所修繕工事費1,730万円、旧川俣精練解体工事設計業務委託料1,361万7,000円、農業施設工事請負費9,044万7,000円、飯坂生活改善センター修繕工事費703万5,000円、道路補修工事費2,076万9,000円などの増額及び障がい者通所施設用地購入費として2,578万8,000円を増額し、総額では8,257万4,000円の増額となっております。災害復旧費では、土木施設災害復旧工事費、公立学校施設災害復旧事業費として電子黒板等の教材備品購入費が増となり、総額1億2,628万7,000円の増額、繰出金では、国民健康保険事業特別会計へ18歳以下の医療費分56万8,000円、一部負担金免除繰入金16万4,000円を増額いたしております。財源につきましては、普通交付税や繰越金の増額、東日本大震災復興基金の繰り入れなどにより、5,560万7,000円を財政調整基金へ繰り戻す措置といたしております。

議案第63号、平成24年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、事業勘定において、既定の予算額17億8,437万4,000円に、歳入歳出それぞれ2,031万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億468万9,000円とするものでございます。歳入では、東日本大震災及び原発事故に伴う国保税の減免による国保税の減額を3,303万1,000円、その財源補てんとして、国庫支出金で3,260万4,000円、県支出金で16万3,000円をそれぞれ増額し、繰越金では、平成23年度分の国庫療養給付費負担金の実績により返還金が生じたため、1,811万5,000円を繰り越すものでございます。歳出では、保険給付費で18才以下の医療費無料化や東日本大震災被災者の一部負担金免除分で220万1,000円の増額、平成23年度療養給付費の国庫支出金の実績による返還金1,814万7,000円を計上しております。

議案第64号、平成24年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第1号）」は、既定の予算額16億4,933万3,000円に、歳入歳出それぞれ6,550万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億1,483万9,000円とするものでございます。歳入では、東日本大震災及び原発事故に伴う介護保険料の減免による65歳以上の第1号被保険者にかかる保険料の減額を2,396万3,000円、その財源補てん分として保険料減免分と一部負担金減免分を合わせ、国庫支出金で5,261万9,000円の増額、平成23年度分の支払基金交付金で実績により474万7,000円の増額、県の財政安定化基金特例交付金を468万4,000円計上するとともに、前年度からの繰越金を2,741万9,000円増額。歳出では、平成23年度の事業費精算により、国、県などへの償還額を2,936万3,000円計上するとともに、震災による介護保険利用者負担金軽減支援のための費用を2,865万6,000

0円計上するものでございます。

議案第65号、平成24年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、既定の予算額1億6,554万円に、歳入歳出それぞれ639万8,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を1億5,914万2,000円とするもので、歳入では、東日本大震災及び原発事故に伴う保険料の減免による保険料の減額を568万円、検診事業の自己負担金無料化に伴う一般会計からの繰入金60万円の減額、繰越金11万8,000円の減額。歳出では、これらの保険料や検診事業負担金などを広域連合への納付する額を総額で639万8,000円減額するものでございます。

議案第66号、平成24年度川俣町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、既定の予算額1,335万円に、歳入歳出それぞれ50万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,385万4,000円とするものでございます。歳入では、原子力災害賠償金4万円、平成23年度決算による繰越金46万4,000円の増額、歳出では、浄水施設の電気料3万6,000円、予備費46万8,000円を増額補正するものでございます。

議案第67号、平成24年度川俣町水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的収入で量水器取替えの収益97万円、原子力損害賠償金218万2,000円、総額で315万2,000円を増額し、収益的支出で浄水場沈殿地の修繕で102万9,000円、検定満了量水器取替修繕104万2,000円を増額補正するものでございます。

以上でございますが、これらの議案の詳細につきましては、各担当課長に説明をいたさせますので、ご審議のうえ、議決を賜りますようお願い申し上げます、提案議案要旨の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第5，請願・陳情の委員会付託を行います。

議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙文書表により朗読した。

○議長（新関善三君） 請願・陳情は、ただいま文書表朗読のとおりであります。

請願第17号「外部監査制度導入に関する請願書」、請願第19号「消火栓増設請願書」、陳情第7号「地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採決について」、陳情第8号「山林に対する固定資産税の免税措置に関する陳情書」、以上4件を総務文教常任委員会に、請願第18号「町道明道山・長畑山線の改良と字長田地内法定外道路の町道認定に関する請願書」を産業建設常任委員会にそれぞれ付託いたしますので、会期中の審査をお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第6，ここで議会関係の諸般の報告をいたします。

最初に、議会事務局から報告いたします。議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 議会事務局から報告いたします。

今定例会の一般質問の通告は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであり
ます。

次に、去る6月定例会で可決されました意見書につきましては、それぞれ関係機
関に送付いたしましたので、報告いたします。

以上で議会事務局からの報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 次に、一部事務組合について報告いたします。

最初に、伊達地方消防組合議会臨時会について報告願います。

高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 伊達地方消防組合議会の報告をいたします。

平成24年7月20日、午前10時30分、伊達地方消防組合議会定例会が組合
事務所に招集され、鳴原利光議員とともに出席してまいりました。

付議事件は、選挙1件、報告1件、議案3件でありました。選挙1件は議長選挙
でありましたが、その結果、議長に国見町議会選出の浅野富男議員が当選されまし
た。また、追加日程で副議長選挙が行われ、副議長に伊達市議会選出の小野誠滋議
員が当選いたしました。その他報告1件、議案3件は、審議の結果、原案のとおり
可決されたことを報告いたします。なお、細部については、お手元に配付した資料
のとおりです。以上、報告をいたします。

○議長（新関善三君） 次に、伊達地方衛生処理組合議会臨時会について報告願います。

菅野意美子君。

○7番（菅野意美子君） 伊達地方衛生処理組合議会の報告をいたします。

平成24年7月10日、午後2時30分、伊達地方衛生処理組合議会臨時会が、
組合事務所に招集され、高橋道弘議員とともに出席してまいりました。

付議議案は、議案2件でありました。議案2件は審議の結果、原案のとおり可決
されたことを報告いたします。なお、細部については、お手元に配付した資料のと
おりです。これで報告を終わります。

○議長（新関善三君） 最後に、福島地方水道用水供給企業団議会定例会及び臨時会に
ついて、私から報告いたします。なお、この場からの報告をお許しいただきたいと
思います。

福島地方水道用水供給企業団議会の報告をいたします。

平成24年7月27日、午後2時から福島地方水道用水供給企業団議会臨時会が、
摺上浄水場において招集され、出席してまいりました。付議議案は、議案1件であ
りました。議案1件は審議の結果、原案のとおり可決されたことを報告いたします。

次に、平成24年8月28日、午後2時、摺上浄水場において定例会が招集され、
出席してまいりました。付議議案は、報告1件、議案1件で、審議の結果、原案の
とおり可決されたことを報告いたします。

なお、細部については、お手元に配付のとおりであります。

これで報告を終わります。

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） 次に、日程第7，議報告第4号、例月出納検査等の結果を報告いたします。議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙報告書を朗読した。

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） 日程第8，報告第6号「寄附採納」について報告いたします。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 別紙報告書を朗読した。

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） 次に、日程第9，報告第7号「地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告について」、報告願います。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 報告第7号について説明した。

（「議事進行」という声あり）

○議長（新関善三君） 2番。

○2番（高橋道弘君） ただいまの報告で若干確認をしたいんですけども、実質公債比率と将来負担比率ですけども、実質公債比率は決算書を見ると、去年が9.2、今年が8.7ということなんですけども、将来負担比率は去年が42%で、今年度は8.1%だと、こういうことなんです。成果の概要の252ページに将来負担比率の計算式が載っているんですけども、大幅に減ったということは、この財源、成果の概要の252ページの※印の10番のところの数字が大幅にどこかに動いているから8.1にガクッと減ったわけですよ。ですから、この※印の10にあてはめた場合、将来負担額から充当可能基金額からいろいろ書かれていますけど、これらの数字全部教えていただきたいんです。8.1に激減をした根拠の算式があるわけですから、その数字を教えてください。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの数字ということでございますが、例えばですが、将来負担比率につきましては、失礼しました。まず、地方債の現在高が（不規則発言あり）それでは、その数字につきましては整理をして、後ほど説明を申し上げたいと思います。

○議長（新関善三君） 2番。

○2番（高橋道弘君） 後ほどでなくて、今、報告して、算式があったから8.なんぼになったわけでしょう。ですから、これがどこがどう動いたかを知りたいだけです。私は。ですから、後で教えられたのでは困る、今、報告なんです。報告ですから審議も何も、良いとか悪いとかという場面はないわけですから、我々は。ですから、今、教えてもらわないと困ります。それは。

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） ここで暫時休議いたします。 （午前10時53分）

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。 （午前 11 時 12 分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 先ほどのご質問の成果の概要 252 ページの一番下の欄の※印 10 のところの数字を入れたものを説明してほしいということでしたが、まず、将来負担比率の分子のほうでございますが、将来負担額が 69 億 435 万 8,000 円、その右側の充当可能基金額が 21 億 9,626 万 7,000 円、その右側の特定財源見込額が 1 億 8,316 万 3,000 円、その右側の地方債現在高等に係る基準財政需要額参入見込額が 42 億 2,160 万 1,000 円でございます。また、分母のほうでございますが、一番左の方から標準財政規模が 41 億 8,279 万 6,000 円、その右側の括弧内の元利償還金にかかる基準財政需要額参入額が 4 億 8,249 万 8,000 円でございます。これら分子、分母を合計しますと、まず、将来負担比率の分子の方が 3 億 332 万 7,000 円でございます。また、分母のほうは 37 億 29 万 8,000 円でございます。この分子と分母を割りますと、パーセントで 8.1 で端数が付きますが、端数は切り捨てで 8.1 ということになります。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 2 番。

○2 番（高橋道弘君） 数字は分かったんですけど、そうしますと、22 年度と比べてどこの数字が変わったのかお知らせください。22 年度の 40 何パーセントのときの計算式とどこが変わってなったのか。今は 23 年度ですよ。じゃ 22 年度は、この数字はどうだったのかお知らせいただきたい。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問で 22 年度の数字でございますが、まず、分子のほうの将来負担額が 74 億 9,026 万 8,000 円でございます。その右側の充当可能基金額が 13 億 3,191 万 9,000 円でございます。その右側の特定財源見込額が 2 億 743 万 8,000 円でございます。一番右側の基準財政需要参入見込額が 43 億 4,179 万 3,000 円でございます。また、分母のほうでございますが、標準財政規模が 43 億 153 万 3,000 円でございます。あとその右側の元利償還金、準元利償還金にかかる基準財政需要額参入額が 4 億 7,767 万 9,000 円でございます。分子と分母を合計したものの分子が 16 億 911 万 8,000 円でございます。また、分母の合計したものが 38 億 2,300 万 854 円でございます。以上で答弁いたします。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 次に、日程第 10、議案第 46 号「不動産の取得について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 議案第 46 号、不動産の取得について

町は、次のとおり不動産を取得する。

1. 取得する不動産の表示

(1) 財産の種類

土地及び建物

(2) 所在、種別及び数量

(土地) 川俣町字大作 23 番地の 1 他 3 筆。雑種地、1,059.00 m²

(土地) 川俣町字川原田 40 番地の 1 他 2 筆。宅地、10,048.53 m²

(建物) 川俣町字川原田 42 番地。工場他 11 件、5,944.37 m²

(3) 取得価格

8,210,000 円

2. 取得の方法

競売による落札

3. 取得の目的

建物の解体により敷地の有効活用を図るため。

4. 取得の相手方

福島市花園町 5 番地の 45

福島地方裁判所

平成 24 年 9 月 6 日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議決を求めるものである。

続きまして、裏面をご覧いただきたいと思います。物件の表示ということですが、今般、取得を予定しております物件の表示でございますが、まず、一番左が、これは通し番号でナンバーをふってございます。また、その次が、種別土地と建物の区分でございます。その次が所在地でございます。その次が地目でございます。また、雑種地でございます。その次が、土地の面積、これは平方メートルでございます。建物の場合は、床面積、同じく平方メートルでございます。備考欄のナンバー 4 のところに売却外物件ありというふうなことがございましたが、これは用水地のフェンスの外にある立木ということでございます。それぞれ地目ごとの小計、建物の面積を小計で、あとまた合計も記載してございます。また、その次のページをご覧いただきたいと思います。これは取得する土地の図面でございます。網掛けで表示してございますのが、取得を予定をしているところでございます。この旧精練跡地につきましては、平成 20 年 3 月に、同社の廃業以来、平成 21 年 4 月の破産財団からの不動産放棄によりまして、所有者不在の状態が続いておりました。昨年の東日本大震災により、工場の一部に亀裂が入ることにより、近隣住民からは、倒壊の恐れがある箇所が必要な措置の実施や、また、周辺住民の方々からも建て屋の解体による敷地の有効活用について要望が出され、検討していたところでござい

ましたが、福島地方裁判所におきまして、8月7日から14日までの期間入札が行われることとなったために、8月14日に入札に参加をいたしましたところでございます。8月21日に改札が行われた結果、落札金821万円で決定いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、議決を求めるものでございます。

以上で議案第46号、不動産の取得についての説明といたします。

○議長（新関善三君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） この不動産の取得は、目的が建物の解体により敷地の有効活用を図るということなのですが、有効活用を図るには、ど真ん中に恐らくこれ民有地が入っていると思うんですが、これらの話し合いはどのように進められて、どう処理しようとしているのか、この辺についてお聞きしておきたいと思えます。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問でございますが、この図面をご覧くださいと分かりますとおり、この111番地のところは宅地ということで民有地でございますが、これは建物が建っております。それで、例えば競売で落札した後、裁判所のほうが所有権移転登記をするわけでございますが、そういうふうになった移転登記がされた場合の法的な関係ということで、弁護士のほうとも話をしていたところでございますけれども、これまでこの近隣の方は平成33年までの借地契約を結んでおられておまして、これを建物があつた状態で取得した場合は、やはり借地という、なんですか借地契約の必要性があるということを確認してまいりました。私のほうといたしましても、この土地を本当に有効活用するためには、借地又は将来的には売却というか買い取りも含めたことを検討すべきと思いましたが、当面、借地について、土地を借地することについては、その地権者の方もご了解いただいておりますので、そこも有効活用するというところで、現在のところ考えておるところでございます。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よつて、本案は、原案のとおり可決されました。



○議長（新関善三君） 日程第11，議案第47号「川俣町暴力団排除条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 議案第47号、川俣町暴力団排除条例の一部を改正する条例

川俣町暴力団排除条例（平成24年川俣町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「第32条の2第1項」を「第32条の3第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成24年11月1日から施行する。

平成24年9月6日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするものでございます。

ご説明申し上げます。暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律が改正されるに伴い、第32条の2として、事業者の責務ということで、その法律が加えられるため、従前の条文がそれぞれ1つずつずれることとなります。第32条の2を第32条の3とし、第32条の次に今の1条を加えるものでございます。

以上でございます。

（「議事進行」という声あり）

○議長（新関善三君） 14番 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） あの、これどうなんだい、これ。説明、これは受け付けないのかい。だけど、ちょっとさ、提案の仕方ちょっと乱暴じゃないの。だって、これ議員だからこれ条項を全部覚えていると言われても、

○議長（新関善三君） あの議事進行として受け付けますので。

○14番（遠藤宗弘君） 私どもの能力では、この条項を言われただけで、どういう中身なのか、少なくとも私は分からないんです。だから、どういう条項をどう変えるのかくらいは、議会に提案するんだから出してもらわないと、私のように非常に頭の悪い議員がいるんだということを理解していただきたいと思うんです。

○議長（新関善三君） ただいま議事進行として遠藤宗弘議員から提案がありました。それを取り上げるかどうかお諮りいたします。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしが多数でございますので、これらの説明資料をですね再度配付するよう当局に求めます。議長として当局に説明を求めます。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ただいま比較対照表をコピーしてまいりますので、暫時休議といたします。

（午前 11 時 31 分）

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。 （午前 11 時 35 分）

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 資料の配付を求めます。（資料配付）

配付漏れございませんか。（配付漏れなし）

それでは、資料の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 皆さんのお手元に配付しました資料でございますが、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律の改正でございます。32条として、事業所の責務が加わったものでございます。川俣町暴力団排除条例の中の第2条(7)の関係団体と法第32条の2第1項の規定による都道府県暴力団追放運動推進センターとして指定を受けたものというふうな文言がございますが、その法第32条の2が、第32条の3というふうになったものでございます。この事業所の責務が、暴力団員の法律が変わったために、1つ条文が入ったということで1つずれまして、32条の2が32条の3となったこととございます。内容については、変わってございません。以上でございます。

（「議事進行」という声あり）

○議長（新関善三君） はい、議事進行。2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 何も変わっていないと今、説明したんだけど、これ新設だから追加になるんでしょう。追加になるんだから、条例の一部を改正する条例の提案の様式としては、おかしいでしょうこれ。だって、どこにも出てこないでしょう、このことが。この提案の議案第47号として。どこにも出てこないでしょう、説明資料なんでは。条例改正するとき、こういうやり方する、普通。違うんじゃないんですか。体裁が整っていないと思うんだけど、大丈夫なんですか。その文書化を担当している総務課さんが出す提案として。体裁としておかしいじゃないですか、これ。条例改正のどう考えても。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） あくまでも暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律が変わったために、川俣町の排除の一部を改正する条例が、32条の第2項、第1項を32条の3第1項に改めるものでございます。（不規則発言あり）それあの暴力団のほうの暴力団員の不当な行為の防止等に関する法律が、そういうふうになったと。だから、直接かかわりはないんですけども、そういう条項が追加された。今の旧、新というのは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律のことです。それが追加されたために、川俣町の暴力団排除条例の第2条が第32条の2が3になるということです。（不規則発言あり）だから、この条例の中に第2条

7号中、第32条の2第1項を第32条の3第1項に改めるということだけです。

○議長（新関善三君） 今、質問にありますように、新旧対照表を明確に添付して説明を求めるようにいたしますので、当局は取り計らい。いいですか。条例条文を再度。

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 暫時休議いたします。（午前11時43分）

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。（午前11時52分）

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 資料の配付を求めます。（資料配付）

資料の配付漏れはございませんか。（配付漏れなし）

それでは、当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 大変申し訳ございませんでした。それでは、川俣町暴力団排除条例の一部を改正する条例でございますが、第2条第7号中、今までが右のほうですが、関係団体等法第32条の2第1項の規定により、都道府県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者、以下省略となっておりますが、それを(7)、関係団体等法第32条の2を3に、第1項の規定により、都道府県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者、以下省略となりますが、その条文の第2条7号が、第32条3に変わるものでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 次に、日程第12、議案第48号「川俣町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 議案第48号、川俣町国民健康保険条例の一部を改正する条例

川俣町国民健康保険条例（昭和34年川俣町条例第98号）の一部を次のように改正する。

第6条中「15歳」を「18歳」に改める。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

平成24年9月6日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

福島県子どもの医療費助成事業の施行にあわせ、療養の給付を受ける被保険者のうち一部負担金を無料とする年齢を、15歳までとしていたものを18歳に引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

ご説明申し上げます。現在は医療費等の一部負担金。これは医療機関などでの窓

口負担ですが、この一部負担金の無料化が15歳までとなっているものを平成24年10月診療分より18歳まで拡大をする福島県子ども医療費助成事業の実施に伴いまして、国保被保険者のうち一部負担金を支払うことを要しない年齢を定める第6条の規定を18歳までと改正を行うものでございます。

以上、議案第48号の提案並びにその説明とさせていただきます。

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） ここで昼食のため休憩いたします。なお、午後の開会は、午後1時といたします。（午前11時56分）

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。（午後1時00分）

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 日程第13、議案第49号「平成23年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第25、議案第61号「平成23年度川俣町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」までは、平成23年度各会計の決算です。各会計の決算説明に入る前に、ここで平成23年度各会計審査結果について、代表監査委員から報告を受けます。

代表監査委員。

○代表監査委員（斎藤庸夫君） 決算審査の報告をいたします。

平成23年度川俣町各会計の決算審査結果等について報告いたします。

はじめに、川俣町各会計決算、各基金の運用状況でございますが、会計管理者、企画財政課長立会いのもとに、平成24年7月26日から8月3日までの計6日間にわたり審査を行いました。その結果、各会計の決算計数については、関係諸帳簿及び証拠書類と照合の結果、誤りもなく、関係諸帳簿もそれぞれの目的に沿って整理されており、会計経理も正確に執行されたと認められます。

次に、財政健全化審査及び公営企業会計経営健全化審査についてでございますが、これは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行されたことに伴いまして、審査を行ったものでございます。内容につきましては、皆様に配布いたしました意見書のとおり、各比率等については問題なく、財政及び経営の健全性は確保されているというふうに見られます。財政の健全化に向けて全町挙げて取り組んでいることは評価に値するものであり、今後とも財源確保等に努めるとともに、効果的な事業の遂行に努めるよう求めるものでございます。

最後になりますが、今後の町政の運営にあたっては、大震災や原発事故など、社会情勢の変化に迅速に対応するために、喫緊の課題である人材の育成に務め、事務処理等における基本の徹底はもちろんのこと、スピード感をもって日々の業務遂行に当たられるよう要望いたします。

以上、報告いたします。

代表監査委員 斎藤庸夫

◇ ◇ ◇

(「議長、動議」という声あり)

○議長(新関善三君) ただいま8番議員 菅野正彦君から動議が求められておりますので、動議の内容の説明を求めます。

○8番(菅野正彦君) 8番 菅野正彦でございます。私は、これから議案の説明がございます一般会計ほか12の各会計決算の認定について、全議員が所属常任委員会の枠にとらわれず、広範に理解を深め、前年度予算が適正に執行したかどうかを審査し、その効果を評価し、後年度の予算編成や政策遂行に反映させるために、平成23年度川俣町各会計決算審査特別委員会設置に関する決議を日程に追加する動議を提案いたします。以上です。

○議長(新関善三君) ただいま決算審査特別委員会設置の動議が出されましたが、動議の成立には1人以上の賛成者が必要です。賛成される方の挙手をお願いいたします。

(「賛成」という声あり)

○議長(新関善三君) 賛成者がありますので、この動議は成立いたしました。

ただいま成立いたしました動議について、これを日程に追加し、日程の順序を変更し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(新関善三君) 異議なしと認めます。

よって、決算審査にかかる特別委員会設置の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

本日の議事日程について、日程第13以降日程番号を1つずつ取り下げるようお願いいたします。

追加日程を配付いたします。

(「議事進行」という声あり)

○議長(新関善三君) 14番 遠藤宗弘君。

○14番(遠藤宗弘君) あのさ、動議は出されたけども、動議を取り上げるかどうかは採決していないんですよ。ましてや決算の特別委員会をどう作るか、作るか作らないかもまだ決まっていないんですよ。何をやろうとしているんですか、あなたは。会議規則をちゃんと、大体決算特別委員会なんかないでしょう、条例上。だったら、どういうふうにするかから始まらなかったら、動議出されたって前には進まないでしょうが、なにをやっているの。

○議長(新関善三君) 申し上げます。

川俣町議会会議規則に、日程の順序の変更及び追加、議長が必要があると認めるとき、又は議員から発議が提出されたときには、(不規則発言あり)議事日程の進行変更又は他の事件に追加することができるというふうな(不規則発言あり)

それではですね、この動議に異議なしと認めたわけでございますので、よって、決算審査にかかる特別委員会の設置の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、追加日程第1として直ちに議題と付することをお諮りいたします。追加日程にするこ

とをお諮りいたします。

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） 暫時休議いたします。 （午後 1 時 0 8 分）

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） 再開いたします。 （午後 2 時 3 4 分）

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） 追加日程を配付いたします。（追加日程を配付する。）
配付漏れございませんか。（配付漏れなし）

それでは、追加日程第 1，発議第 1 8 号「平成 2 3 年度川俣町各会計決算審査特別委員会設置に関する決議」を議題といたします。

議会事務局長朗読。

○議会事務局長（佐藤光正君） 発議第 1 8 号を朗読する。

○議長（新関善三君） 提出者の説明を求めます。

8 番 菅野正彦君。

○8 番（菅野正彦君） 8 番 菅野正彦でございます。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

平成 2 3 年度川俣町各会計決算審査特別委員会設置に関する決議

次のとおり平成 2 3 年度川俣町各会計決算審査特別委員会設置するものとする。

記

1. 名称

平成 2 3 年度川俣町各会計決算審査特別委員会

2. 設置の根拠

地方自治法第 1 1 0 条及び川俣町議会委員会条例第 4 条

3. 目的

常任委員会の枠にとらわれずに、前年度予算が適正に執行したかどうかを審査し、その効果を評価し、後年度の予算編成や政策遂行に反映させることを目的として設置する。

4. 委員の定数

議長、議会選出監査委員を除く全議員 1 4 名

5. 期間

平成 2 4 年 9 月 6 日から平成 2 4 年 9 月議会定例会最終日まで
以上です。

○議長（新関善三君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから発議第18号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(新関善三君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(新関善三君) お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により議長において指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(新関善三君) 異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の選任については、議長において指名することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(新関善三君) 平成23年度川俣町各会計決算審査特別委員会の委員に

1番 村上源吉君、2番 高橋道弘君、3番 高橋真一郎君、4番 鳴原利光君、5番 高橋道也君、6番 菅野清一君、7番 菅野意美子君、8番 菅野正彦君、9番 黒沢敏雄君、10番 佐藤喜三郎君、11番 五十嵐謙吉君、13番 石河清君、14番 遠藤宗弘君、15番 斎藤博美君の14名を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長(新関善三君) ここで暫時休議いたします。

これから決算審査特別委員会を開催していただき、委員長、副委員長の互選をお願いいたしますので、ただいま指名されました議員の皆さまは第4研修室にお集まりください。

なお、委員会の運営については、年長議員の方をお願いいたします。

(午後2時40分)

◇

◇

◇

○議長(新関善三君) 再開いたします。

(午後2時48分)

◇

◇

◇

○議長(新関善三君) それでは、互選結果について報告いたします。

委員長に斎藤博美君、副委員長に菅野正彦君、以上のように互選されました。

◇

◇

◇

○議長(新関善三君) ここで暫時休議いたします。

決算審査特別委員会を開催し、審査日程等について協議していただきたいと思っております。それでは、斎藤博美委員長よろしくをお願いいたします。

(午後2時51分)

◇

◇

◇

- 議長（新関善三君） 再開いたします。 (午後 2 時 5 5 分)
- ◇ ◇ ◇
- 議長（新関善三君） ここで暫時休議いたします。議会運営委員会を開催していただきますので、委員の方は議長室までご参集ください。 (午後 2 時 5 6 分)
- ◇ ◇ ◇
- 議長（新関善三君） 再開いたします。 (午後 3 時 0 6 分)
- ◇ ◇ ◇
- 議長（新関善三君） 日程表の配付をいたします。(日程表配付)
配付漏れはございませんか。(配付漏れなし)
議会運営委員会の審議結果について、議会運営委員長より報告願います。
議会運営委員長。
- 議会運営委員長（石河 清君） ただいまですね、議会運営委員会を開催いたしましたので、本日の議事日程の変更について決めましたので、報告したいと思います。
第 7 日目の 1 2 日の午後 1 時から休会となっておりますけれども、決算特別委員会というふうになります。第 8 日目、1 3 日、木曜日になりますが、決算審査特別委員会、午前 1 0 時から。9 日目も決算審査特別委員会、午前 1 0 時から。1 3 日目、9 月 1 8 日、火曜日になりますけれども、決算審査特別委員会、午前 1 0 時から。1 4 日目、9 月 1 9 日、水曜日になりますけれども、決算審査特別委員会、午前 1 0 時からというふうに変更を認めましたので、よろしくお願ひしたいと思います。あと日程の 1 4 の議案第 4 9 号から 1 つ繰り下げというふうになりますので、そのような日程変更になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。
- 議長（新関善三君） ただいま報告のとおり、日程を変更したいと思います。ご異議ございませんか。
- (「異議なし」という声あり)
- 議長（新関善三君） 異議なしと認めます。
したがって、ただいま報告のとおり、日程を変更することに決定いたしました。
- ◇ ◇ ◇
- 議長（新関善三君） 日程第 1 4、議案第 4 9 号「平成 2 3 年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。
当局の説明を求めます。企画財政課長。
- 企画財政課長（菅野浩市郎君） 議案第 4 9 号 平成 2 3 年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について説明した。
- 議長（新関善三君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。
2 番 高橋道弘君。
- 2 番（高橋道弘君） 特別委員会もあるので、絞ってお尋ねをしたいと思いますが、ページ数を言ったほうがいいですね。でっかい決算書、厚いの。これの 6 0 ページに寄附金というのが載っているんですけど、その中の最後の 7 目義援金、7、

341万3,890円が収入されているわけではありますが、成果の概要の92ページを見ますと、歳出のほうの成果の概要は歳出のほうですが、義援金7,341万3,890円が入っているんですけど、成果の概要の92ページを見ますと、山木屋地区の皆さんに町がいただいた義援金が1回、2回と交付をされ、これ合わせますと8,747万円になるんですね。義援金は、ここで歳入7,341万3,890円なんですけど、この義援金そのものをここに上げるのを前から指摘して、間違いでしょうと私言いたいんですが、歳計外ですから。ですから、成果の概要の93ページには、きちんと歳計外現金ということで国、県からの義援金は別に載っているわけですよ、収入に入れなくて、私がお聞きしたいのは、過日、お聞きしたときに、義援金は、23年度もらった分を24年度に繰り越している分がありますと。歳計外現金でやってますということなんですよ、管理してますということなんですけど、23年度に繰り越した義援金の金額はいくらなのかということと、この山木屋の皆さんにお配りした金額との差額があるんですね、ここにね。7,747万に対して、もらったのは7,341万3,000円ですから。これらを穴埋めする財源というのは、何を使ったのかお聞きをしたいんですね。2つですよ、質問していることはね。

それから、成果の概要のほうであると質問しますが、先ほど代表監査委員からも監査の報告があってね、最後に総括ということで、法制、法令を守った執務をなささいということと、スピード感のあるタイムリーな施策の展開に努めるべきだと、こういうふうなご指摘があったわけではありますが、こういう観点で見ますと、私も全く同感なんですけども、例えば成果の概要の2ページの一番下ですね。財政調整基金については、特別交付税の増額うんぬんかんぬんでですよ、14億9,743万8,000円に財調、町の預金になりましたということなんですね。一方ですね、じゃその1年間で4億6,300万円も財調が増えたと、こういうことを言っているわけですよ、ここに書かれているわけです。一方ですね、じゃ4ページを見ますと、何と書かれているかということ、4ページの地方交付税のところですねこう書かれていますね。下から4行目、前年度、特別交付税は2億2,666万7,000円だと。これにプラス3億4,710万円来たと。更に震災復興特別交付税として3億7,700万円来たと。合わせるとこれ7億円になるんですね。7億円余計に特別交付税が来て、震災対応をなささいと、こういうふうに言ったにも関わらず、財調に4億7,000万円増えましたと、こういう決算をしているわけです。そうすると、国が言っている交付の目的と実際に財政運用していることと全く違うじゃないですか。1年間いろんな声があって、財源がないの、いや財政が大変だということやらないできたわけでしょう、当局は。やらないできて、国から7億円も余計に特別交付税でよこしてくれたのに4億7,000万円貯金しましたと、こういう結論になっている、この決算書は。これのこういった財政運用というのは、どうということなのかお聞きをしておきます。正しい運用なんですか、そう思っているんですか、皆さん。

それから、隣の5ページ、ここに町債と載っていますね。町債の中に何と書かれているかという、当初においては災害復旧事業債、原資補てん債などの借入れを予定していたが、震災復興特別交付税で補てんされたため、借入れを行っていないと、こう書かれていますよね。そうすると、当初予定していた原資補てん債とか災害復旧事業債というのは、震災復興特別交付税が来たから、起債は認められなかったからこういうふうになったのか。単に借金したくないから、せっかく来た震災のための特別交付税を震災のために使わないで、財源に充当したのかどっちなのかはっきりしていただきたい。

それから、次の6ページなんですけど、ここに放射能うんぬんかんぬんとこの目的別歳出の状況があるんですが、災害対策ということでごるっとひっくり返して隣の図の2の上に書かれているんですけど、じゃ原子力災害に関わる総体の総額の支出はいくらなのかお聞きをしたい。ここに書かれている6ページの話はね、災害復旧というのは、これは農地・農業施設で、いわゆる地震による被害の震災対応の話ですから。じゃ原子力災害対策にどれだけ川俣町はさっき言った9億円も特別交付税をもらいながら何をやったんですか、どれだけの支出があったんですかということをお聞きをしたい。

それから16ページに、議会が再三言ってやった被災町民大会の事業が載っているんですけど、残念ながらこの中には参加者数がどこにも載っていないのね。だから、何人参加したのかなど、町民の方は。それから、この表には、国から来た代表者も載っていないし、東電から来た代表者もどこにも載っていないのね。だれが来たのか、だれに手渡したのか、決議文採択となって手渡したと書かっているんですけど、何も書いてないですよ。ここもお知らせをいただきたい。

それから、その隣にこれからいろいろ指摘したいことで皆さんも勉強会やっていますね、17ページ、契約事務研修というのが、23年11月2日にやって、53人参加している。政策ホーム研修会というのを10月11日と10月12日にやって59人も参加していると、こう書かれているんですが、これらの効果はいかなるところに現れているのかお聞きをします。

次に、23ページに財政調整基金が、先ほど指摘したところが載っていて、ご丁寧にちゃんと書かれているんですね、※印、財政調整基金とは、地方公共団体において、年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられた積立金を言う。経済情勢の変動等により、収入が大きく落ち込んだり、この後が問題ですよ、いいですか町長、また、災害や突発的な事業により支出が大きく膨らんだときに、住民サービスの低下を来さずに、最低限の行政を行うために財源を確保しておくものだと書かれている。すると、正に未曾有の災害が23年度に起きて、国は9億円も余計によこして、そのときに財調が5億円近く膨らみましたと、こういうのが財調の運用の仕方ですか。どういうことでそういう結果になるのか、ここにわざわざ皆さんも認識して書いているんだから、財調が増えるなんてあり得ないわけじゃないですか、23年度において。どういうことでそういうことになるのか、財政運用の考え方、

ここも併せてお聞きをしておきたい。

それから35ページ、ここにデマンドタクシーの載っているんですけど、せっかく始まった小島、飯坂地区の実証運行ね、これの成果がどこにも書いていないのね。これどうなっているのかお聞きをしておきます。

それから、39ページに過疎型スマートコミュニティプラン構築事業というのがあるんだよね、49万9,800円。これの成果品はいつ納入されて、どのような成果品が納入されているのか、我々議会にはお配りをいただけるのかどうかお聞きをしておきます。

それから78ページ、川俣光風園の大規模改修に800万円出しましたとこう書かれているんですけど、民営化の成果たるやどうなっているのか。そして、79ページでは、施設に入っている人には3,700万円決算で出していますよと言うんですけど、今の光風園の入所状況、川俣町が何人いて、全体では定数何人に対して何人入っているのかお聞きをしておきます。

それから90ページ、ここですみよし保育園のものが載っているんですけど、これも民営化したんですけども、これの成果はどういうところに現れているのかどこにも書かれていないので、お聞きをしておきます。

それから98ページ、ここに償還利子及び割引料というのがあって、災害救助費繰替支弁金返還金と書かれているのね。これ中身よく読むと、災害対応にかかる時間外勤務手当について、当初は定額にする前の金額で請求し歳入したが、実際には定額で支給していないため、差額を戻入すると、戻しますと言っているわけですね。すると、川俣町の職員がもらう時間外というのは、いつから定額になったんですか、条例か何か改正になって、定額で時間外というのは出すことになったんですか。何の条例規則に基づいて、そういうふうに定額で時間外手当を出すようになったのかお聞きをしておきたいんです。さっき法制質問勉強会やっているんだから、ちゃんと条例に基づいて仕事はしてもらおうという勉強会をやったんでしょうから。

それから112ページ、損壊家屋解体設計費というのがありまして、いまだ発注されていないファンズ中丁さんの187万9,500円から21万円、更に損壊家屋の民家の169万円というのがいろいろ載っているんですけども、別な資料もいただいているわけではありますが、これらが契約について1年間ですよ、例えば私がこの成果の概要から拾う限り、建築及び解体にかかる設計は、去年1年間で17件あったと思うんですね、私が拾った限りはです。もっと皆さんは正確な資料を持っているから、もっとあるのかもしれないけど、その17件中、設計協同組合さんが8件取っているわけ、田畑設計さんが8件取っているわけ、で、大野さんは1件しか取っていないわけね。お聞きをしたいんだけど、設計協同組合に田畑さんも大野さんも協同組合員だということを承知をして、皆さんは指名をしたり、入札を執行なさっているのかどうか。だから、設計協同組合って指名したって、その設計協同組合の組合員の設計会社と一緒に指名してやっていけば、何が何だか分からないじゃないですか。その結果はですよ、的確にその入札の結果が現れているわけだから、

そういうことは適正な執行なのかどうなのかお聞きをしておきたいと思ひますし、更に、皆さんは法制執務も研究して、財務執務も研究して勉強会やったところ言っているわけだけど、いいですか、じゃ、財務規則には何と書かれているのか、皆さんが毎日読んでいるの。これ町の財務規則なのね、ある職員に借りてきたんだけど、第4節、随意契約等125条、施行令167条の2項に、第1項第1号の規定に規則に定める額はというのは、随意契約やっいていいという金額だ。その中の設計は(6)だ。前各号に掲げる以外のもの50万円までだよ、これ言っているわけ。随意契約していいのは50万円まで。ところがですよ、今日の朝、当局からいただいた資料によれば、いいですか、川俣町損壊家屋等解体工事設計業務委託169万5000円、随契。川俣町損壊家屋解体工事設計業務委託(ファンズ中丁店)187万9,500円、随契。そして、更にですよ、旧繊維福島工業試験場設計業務委託76万3,980円、これも随契。更に、今年度に入ってもですよ、川俣町損壊家屋解体工事民家等115万5,000円、随意契約。どこからその随意契約になる根拠があつてですよ、随意契約なさっているのか。そのことは、例えばこれは248ページ、川俣中学校体育館震災復興からありますけども、ここには随契したのかなんだかさっぱり書かれていないんだけど、ここにもいっぱいあるんですよ。248ページを見ていただくと分かりますが、1件、2件、3件、4件、5件、6件あるんですけど、6件中4件が、建築設計協同組合で、2件は田畑さんだと書かれているんですね。隣のページ、249ページ、ここにも今度川俣町体育館災害復旧工事というのがあつて、これ2つあるんだけど、全部田畑さんだと。今度中央公民館空調災害復旧工事というのがあつて、これも設計者は誰かというのと田畑さんだつて書かれているわけ。これらが工事については、じゃ随意契約だったのか、指名競争入札だったのか、これも明らかにしていただきたい。その前のページもありますからね。247ページにもあるからね。ここには耐震調査業務設計耐震業務委託料、川俣中学校、川俣小学校3件、全部設計協同組合。こればらばらになっているけど、3つ足したらば、これ随契になんかならないでしょう。中学校は50万850円だから元々これも随契にならない。だから、なんでこういうふうに偏つたことになっているのか。なんで財務規則が守られないのか。守られないことが延々と続いている。そのことについて明確なるご答弁をいただきたいなど、こういうふうに思ひます。

あとありますが、答弁を受けて、また、再質問したいと思ひますが、ああありましたもう1つね、124ページ、ここに大変、産業委員会です去年から話題になっておりました果樹園の除染業務委託、ああ125ページ、ごめんなさいね。果樹園の農地等除染対策事業費というのがありまして、664万6,500円支出しましたとこう書かれている、全額県補助金ですよとこうなっているんですが、これらが対象面積も農家数も書かれてないんですけども、それはどうなっているのかということと、更に、その際に大変議論になつた1時間当たりの労務賃金が3,000円ということで、この664万6,500円になつたのかどうか、そこも明確にお答弁をいただきたいと思ひます。以上でございます。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） ご答弁申し上げます。

救済の報告であります。義援金につきまして、歳計外収入のほうに23年度分については88万9,347円を23年度から繰り越しをして歳計外に持っていております。今年度の歳計外の収入もございまして、合計で103万1,878円、今現在、歳計外のほうに入っております。

成果の概要の16ページの原発事故被災町民大会事業費であります。合計といたしまして約400名、1回でございますが280名、2回が20名と、来賓につきましては、町民の意見を発表したものを含めて、約50名。来賓につきましては、県選出議員の国会議員及び村長等でございます。職員については約20名、合唱で子どもたちが出ましたので、その方が30名、合計で400名となっております。

決議文につきましては、東京電力と国のほうに提出をしております。（不規則発言あり）東京電力のちょっと名前は忘れまして、後で報告させていただきます。

17ページであります。職員の研修でございます。接遇の研修については44名、契約事務が53名、政策ホーム研修が59名となっております。先般、いろいろ問題がありましたので、そのために研修を行ってりましたが、ある程度成果があったと思っております。なかなかない部署があるのかなとは思いますが、やった成果はあると思っております。あとは後で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 教育次長。

○教育次長（仲江泰宏君） ご質問に答弁申し上げます。

成果の概要の中で90ページでございます。保育所民営化にあたり、その成果が記載されていないというお質しでございます。大変申し訳ございません。確かに成果等については、記載してございません。ご承知のように、平成23年度から保育園の運営に関しまして、社会福祉法人川俣町社会福祉協議会へ運営委託を行って、1年を過ぎたところでございます。この間、保育の質の向上に努めるため、年4回ほどの職員の研修会及び休日の保育需要に対応するために、日曜日等につきまして、休日保育実施要綱を制定するなど、柔軟な体制を持つ中で1年目の成果としてとらえたところでございます。以上、答弁申し上げます。

○議長（新関善三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご質問に答弁申し上げます。

お質しの成果の概要の112ページでの1の42の65、産業廃棄物処理事業での契約の締結の方法についてのお質しがあったかと存じますが、こちらにつきましてはお質しのお通り、随意契約の方法で契約を締結いたしました。その理由につきましては、財務規則で議員おっしゃった50万円という数字確かにございます。それに加えて、そのことと、それから災害対応というふうなことの観点から、そちらのほうを適用いたしまして随意契約といたしましたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） ここで休憩いたします。再開は4時25分開会といたします。
(午後4時10分)

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） 再開いたします。
(午後4時26分)

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） ご答弁申し上げます。

先ほどの16ページの件でございますが、復興庁 枝野幸男大臣の代理の福島復興局の諸橋省明局長でございます。東京電力の方で、社長の西沢俊夫さん、当時でございますが、俊夫様が来れなくて、福島原発対策本部副部長の新妻常正さんにお渡しをしております。国会議員につきましては、石原洋三郎議員、小熊慎司議員、(不規則発言あり) いいですか、等でございます。

義援金のなぜ23年度分で8,000万円支払ったのかということでございますが、平成22年度分の義援金と合わせまして支払いをしております。22年度の義援金が1,416万110円、23年度の義援金が7,430万3,237円、合計で8,840万9,347円となっております。研修の成果でございますが、実際に財務会計をやっていない方でも勉強になったというふうに考えております。基本的なことが取得できたのではないかとこのように思っております。

時間外であります。災害対応にかかる時間外勤務手当について、当初は定額にする前の金額で請求し歳入しておりましたが、実際には定額で支給していたため、差額を戻入するものでございます。実際には、そういうことでございます。

以上です。

○議長（新関善三君） 教育次長。

○教育次長（仲江泰宏君） ご答弁を申し上げます。

先ほどのご質問の中で、それぞれの設計業務委託等について随意契約かどうかというお質しでございます。247ページでございますが、の下には247ページでございますように、ここには耐震調査業務委託料として110万5,650円、内訳として川中の地震被害調査、川俣小学校の地震被害調査、また、川俣小学校躯体調査業務委託でございますけれども、震災後、公立学校震災被害復旧事業計画を国に提出するに当たりまして、被災状況の確認と緊急を要することもございましたので、この3ついずれも設計協同組合の随意契約でございます。

次に、成果の概要248ページでございます。ここにも先ほどご指摘いただきましたように、川俣中学校屋内体育館の設計管理業務委託、そして、友・ゆうプール災害復旧工事設計業務委託2つございますが、これも同様に40万9,500円、いずれも40万9,500円でございますが、随意契約としてございます。

以上、答弁申し上げます。いずれも随意契約でございます。

○議長（新関善三君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（松本康宏君） お答え申し上げます。

249ページでございますが、中央公民館と体育館の災害復旧工事にかかります設計業務委託、入札かどうか、参加業者はということでございますが、ともに入札でございます。参加業者でございますが、入札参加資格の登録業者、建築設計業務の中からの登録Aランク5社を選定しております。名前ですが、有限会社大野建築設計、有限会社鈴木設計、有限会社造建築事務所、株式会社田畑建築設計事務所、福島県建築設計協同組合、以上の5社でございます。ともに同じでございます。

○議長（新関善三君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問にお答えをいたします。

成果の概要78ページの下の方にあります養護老人ホームの大規模改修のうち、済生会川俣光風園の民営化の効果の記述が欠落しているというご指摘でございますが、決算の概要の記載となっております、申し訳なく思います。施設の大規模改修につきましての決算ということで、屋根の防水、外壁補修工事、居室の改修、身障者トイレの設置など、これらの施設改修を行ったわけでございますけれども、こういった施設改修によりまして、築33年経過している施設の老朽部分が民営化を景気に刷新され、改善できましたために、入所者が快適に生活できる環境が整ったというふうに考えております。今後の施設の耐用年数も延びることが期待でき、入所者の生活環境が大幅に改善され、快適で安心できる施設整備がされたというふうに成果としてはまとめられると思います。また、民営化によりまして、施設運営上の種々の決定が速やかになったところでございます。施設運営上の種々の決定の速度が速やかになったというふうな効果が挙げられると思います。

次に、79ページの一番上に済生会川俣光風園の平成23年度末の入所者数の記載ありますけれども、24年3月31日現在で川俣光風園の入所定員75名のうち、川俣町の方は16名という入所人員になっておりますけれども、現在の入所状況につきまして、ただいま電話で照会しましたところ、現在は川俣町が19人、福島市から22人、二本松市から16人、伊達市から11人、飯舘村から4人、桑折町から1人、田村市から1人の合計74名で、定員75名に対しまして74名の入所状況となっております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 小島、飯坂地区のデマンドタクシーの状況でございますが、失礼しました。実はデマンド型乗合タクシーの運行費の一番下にのみ、あっ失礼しました35ページですが、実は小島、飯坂地区の方、一番下のところに8月1日から地域交通会員が運行主体となっていくという表現のみで、細かいところを掲載いたしませんでしたので、この中身を申し上げたいと思うんですが、8月1日から運行開始いたしまして、運行本数が853本、輸送人員が1,489人、稼働率が47.6%、あと1便当たりの乗車人員が1.74人、運行費用としまして362万4,188円、あと運行収入が58万9,200円、費用から収入を引いた町負担額が303万4,988円、収支比率としまして16.3%でございます。

先ほどの交付税の関係で、例えば復興特交と町債、原資補てん債の関係なんですけども、その震災（不規則発言あり）5ページですね。その関係なんでございますが、震災特交の関係で定期的に特殊事情というか、そういった調査が来まして、例えばその特殊事情の中に、例えば町債の分とか原資補てん債の分も全部カウントしますよということでありましたので、私の方ではそれも震災復興特交の要素としてカウントしてもらったということで、その中に今、含まれて交付されたということでございます。もう1つ庁舎が被災しているところも一律そういった震災復興特交で見るとなっておりますので、こちらで考えていたよりは多めの交付金、震災復興特交の支給があったということでございます。

また、スマートコミュニティの成果品のことで予備調査の分につきましては、ただいまコピーをしておりますので、でき次第あとお配りしたいと思います。

以上でございます。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

財政調整基金の使い方等でございますけれども、まず、はじめに、決算の審査の方の意見書の中にありますように、今回の結果、事務処理についての指摘があるわけではありますが、我々もそのことが今、一番求められておりますし、大事なことだと思っておりますので、このように指摘されたとおり、遅れることのないようスピード感をもって、しかも、的確に事務の徹底、また、事業の円滑な推進を図っていかなくちゃならないと思っております。そんな中で指摘ありますこの財調の関係の取り崩し、あるいは積立の関係でありますけれども、交付税も含めて今回、特別交付税が増えて7億5,000万円の交付税が総体的に増えたわけではありますが、そういったことは、今回の震災と言いますか、この中での対応だと国の方からも聞いております。そんな中で現在、当初予算では3億7,000万円ほど取り崩しをいたしたわけではありますが、更にまた、今後の財政運営の中では取り崩しすることができると思っておりますし、また、今、国の財政、消費税等の議論がなされておりましたけれども、大変厳しい状況になっておまして、これから交付税等についても、我々は増額要望の中でいろいろ申し入れはしているわけではありますが、その点についてもまだ明確にないわけではありますが、遅れることのないように交付することについての要望はしております。今、そういった状況にありまして、この財政運営については、楽観できない情勢であると思っております。しかし、使い道について、この運用について、多くの要望がある中で、それでは町長は、それを町民の皆さんに的確に対応したのかというような質問の趣旨だと思っております。そのことについては、私も通常のこの震災前からの継続している事業、あるいはまた、町民の皆さんからの要望されているいろんな事業等については遅れることなく、対応した予算措置をしていると思っております。また、もう1つ、この震災対策でありますけれども、こういったことについても、それぞれいろんな機械の導入も含めてですね、また、義援金等も含めて対応してき

ているものと思っております。ただ、今、除染が本格的に始まるところでございますので、インフラ整備については、そういった面ではダブらないというふうなことの考えの下から、少し時間と見えていますか見ているところもあるんですが、これから精練の跡地等も含め、いろいろと需要がどんどん伸びてくると思っておりますので、この財調については、議員お質しのとおり、そういったものについての的確に対応していくというようなことで考えて、今後、取り組んでまいりたいと思っております。財政調整基金、前にも質問をいただいておりますので、そのようなことは忘れることなく、基本的に対応していきたいというように思っております。基本的に対応するということは、やっぱりその財調でもって、これは財政運営を調整する基金でありますから、その調整機能をしっかりと果たして、財政がまた、悪くならないよう、健全な財政状況も維持することが大事でありますから、そういったことも含めて考えながら、一方では町民の福祉の向上のために、しっかりと予算措置をしていくということが基本でありますので、そういったことを忘れることなく、今後とも取り組む考えでありますので、ご理解を賜りたいと思っております。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 先ほどの質問125ページの果樹関係の除染のやつでございますけれども、数量等を問い合わせしておりますので、もう少しお時間をいただきたいと思っております。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここでお諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により延長したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） よって、本日の会議時間は、延長することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 質疑ありませんか。答弁漏れ。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） まず、1つ原子力災害にかかった費用につきまして、申し訳ございませんが、調査をしてからご答弁申し上げたいと思っております。

あともう1つ、設計事務所の関係で設計協同組合の構成の中に大野さんとか田畑さんが入っているどうかを承知しているかということにつきましては、承知をしておりました。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） まだ、答弁の整理つかないことがございます。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここで暫時休議いたします。

（午後4時46分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。

（午後5時08分）

◇

○議長（新関善三君） 当局に答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 遅れまして申し訳ございません。125ページでございます。果樹園等樹体除染業務委託につきまして、対象面積、契約件数、契約単価でございますが、対象面積は5.4ヘクタールでございます。契約件数は、30件でございます。単価につきましては、先ほど言いましたとおり、3,000円、時間当たりでございます。以上。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 23年度の原子力災害の関係費用、これあくまでも概算でございますが、約9億円でございます。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） ページ98ページに答弁をいたします。

時間外については相当な時間外が予想されましたので、確かに規則等にはございませんが、暫定的に請求をしたものでございます。最終的には、実際に支給はしてございます。追加につきまして、県の方にも請求をして、同額をいただいております。

○議長（新関善三君） 2番。

○2番（高橋道弘君） 具体的なことから再確認させてもらいますが、今、総務課長答弁したね、後で支給したと言うんだけど、400万円県に返しましたよね、この98ページの成果の概要では。その後から職員に追給したというのは、いつお支払いしたんですかきちっと。で、県からはいつ来たんですか、その差額分。それ明確にしてください。だって、賃金がですよ翌月に払うって、ちゃんと条例に書かれているわけでしょう。時間外したときには、翌々に払うなどどこにも書かれていないですよ。翌月に払うと書かれているわけでしょう。そのこと自体が条例違反だし、規則違反でしょう。いつ追支給したんですか、それを明確にしてください。そして、その金額はいくらなのか。そして、その金はいつ県から来たのか。23年度決算に入るのか、入らないのか。入っているとすれば、こういう書き方はないわけですから、ここに。24年度になって入ってきたんだとすれば、いいですか、23年度に請求して24年度に入ったとすれば、財源としては繰り越しになるわけですからね、財源としては。だから、決算に反映しなくちゃいけないでしょう、本来は。もらうべきものは、もらっていないということになるんですから、そこはつきり明確にしてください。

あと保健福祉課長ね、さっき75名に74名だという話なんだけど、さっき言った数字には、災害時対応で入ってきた9人の人は入っていないんじゃないですか。それは、通常の入所人員であって、現在はそれよりはるかにいるはずですよ入所している方は。定員オーバーして、今、入っているはずですよ光風園には。そういうことをとらまえないで、だから、民営化して何にもその後チェックしないで、何も関与していない。それで、施設だけ直したから良い環境になったなどという話にな

と思うんですよ。だから、正確にもう1回調査をして、そこはお答えください。私の知る限りは、74名などということではないと思いますよ。はるかに定員を超えた数字になっているはずですよ。定員を超えた数字が入っていただける根拠が、私はよく分からないんだけど、その根拠も含めて、そういうことがずうっと続くのかどうかお知らせをいただきたいと思います。

それから、先ほど教育次長かな、あと町民税務課長も、災害時だから随契したと、こういうお話しでしたよね。でも、いいですか、議会でも問題になった川俣町の体育館の改修249ページにあるね、これ。小神公民館も設計変更してですよ勝手に担当課長が工事発注して、取りやめて、取り消して、正規な予算措置をしてということで、これ川俣町体育館も小神公民館もやりましたよね。こっちの方が緊急性があったわけですよ。緊急性あったけど、こちらは生涯学習課長がさっき答弁したとおり、ちゃんと入札しましたと言っているわけじゃないですか。なんでその学校だの遅れに遅れてやったその12月に予算取った方が、緊急時だから随契できるということになるんですか。そういうことだれが認めるんですか川俣町は。どっちが緊急性が高かったかと言ったら、小神公民館と町体育館の災害復旧工事の方が緊急性が高かったわけじゃないですか。早く体育館使わせてくれと、町当局のちよんぼで遅れたと。だったらそっちの方が随契になるべきじゃないですか、本来は。だれが判断するんですか、そのこれは随契だ、これは入札だと。そして、なおかつですよ追加して言わせてもらえば、先ほど生涯学習課長言った5業者ね、この5業者とですよ全く同じ5業者が、今年またね24年度予算だけどこれ、役場の解体工事の指名に5業者になっている。そして、結論として、また、結局同じ田畑さんが入札しているわけです。町長分かりますか。1年間のうちにさっき言ったので17件出た設計は。17件出たうちに田畑さんが8件、役場そのものの基本構想だって、田畑さんが随契で請け負っているんだからね、この成果の概要では。そして、田畑さんも入っている建築設計協同組合が8件、設計協同組合に入っている大野さんが1件と言ったら、みんな設計協同組合グループで川俣町の設計業務は全部取っているということじゃないですか。同じ業者いつも指名しているんじゃないですか。随契で指名をしたですよ24年1月10日にやった川俣町家屋解体、中丁ファンズ店含めてですよ、これまた見積もり入札しましたと言うけど、見積もりで随意契約しましたと言うけど、全部造建築さん、太田建築さん、田畑建築さんとなっているんですよ。みんないつも同じなんですよこれ。そして、取るのはいつも田畑さんなんですよこれ。で、町民税務課長は前になんて答弁したかと言ったら、いいですか、補助事業だから競争の原理を働かせないとまずいから、工事は全部指名競争入札して、40万円であろうが50万円であろうが60万円であろうが、全部指名競争入札出したでしょう解体は。その解体工事をやるための設計は、全部随契だという。同じ補助対象事業ですよこれ。同じ補助事業の中に入っているんですよ。なんでそういうことが認められるんですか。なんで結論は同じくなるんですか。どこに競争の原理が働いているんですか、そのことを私は聞きたいんですよ。全く不明瞭と言わざ

るを得ないじゃないですかこれは、だれが考えても。これが適正に執行しているという、法制執務までやって、財務規則まで勉強会やって、みんなしてちゃんと財務規則守ってやるんだという川俣町の実態ですよ、実際やっていることは。全部でたらめと言うしかないじゃないですか、これは。なんで同じところが全部取れるんですか。なんで指名競争入札になったり、随契になるんですか同じ金額なのに。全然財務規則なんて機能していないじゃないですか。緊急性なんかどこにもないじゃないですか、1月10日あたり入札するのは。災害起きたのは3月ですよ去年の。今年の1月の入札までそうやってやっているんですよ皆さんは。その前に出しているがなが、指名競争入札だとやっているんですよ。理屈合わないでしょう。去年の早い段階で出しているがなが緊急性があるから、随契でやりました。これは分かりません。今年になってから出すのが、なんで随契になっちゃうんですか。そして、去年出したがなが、なんで指名競争入札なんですか。おかしいでしょうこれ、だれが見たって。何も知らない人が見て、おかしいことはおかしいんですよ全部どんなことだって。どういうことなのかこれね。そして、50万円以下は、全部財政課長でしょう。50万円以上は、町長でしょう決済は。町長も認めたわけでしょう、これで良いんだって。財政課長も50万円以下認めたわけでしょう。どこを持ってきたら認められるんですか。明確に教えてください。

更にですよ、議会でも再三問題視して、私追求してきて、過日、資料をもらいましたけど、できてきた設計書がまともに使えないというふうな設計書を請け負った業者が出しているわけでしょう。その業者を何回も同じく指名して、何回も取っているわけよ。あり得ないでしょうこれだって。どうしてそういうことが可能なんですか。普通はペナルティで、この次は指名しませんよというのは、当たり前じゃないですか。これ工事施工業者だったらば、すぐ端的な話ですよ、はい、指名停止。違約金を払いなさいとなるじゃないですか。なんでそういうことがきちっとできないんですか、これも聞いておきます。

あとね総務課長答弁したけども、条例規則にないことをだれが決められるんですか。それでは、国だの東電と同じじゃないですか。法律にどこにも書かれていないことを勝手に決められるんだらば、議会も要らないし、条例も規則も要らないじゃないですか。1回返還して、なんでまだ県はよこすということになるんですか、その根拠分かりませんね私。1回精算終わっているわけでしょう、そこで1回。400万円返したと書かれているんだから。後で追加して請求して良いといつ来たんですか。規則、条例に合わないことをやらないようにするために研修会やったんでしょう。それを仕切るところの総務課さんがやったんですよこれ。定額で時間外を払うというの。じゃ川俣町で委託、契約しているそういう設計屋さん、土木工事屋さんが賃金不払いあったらば、どうなるんですか財政課長。指名停止ですよこれ。その発注している川俣町が不払いやっているわけですよ。示しつかないじゃないですか、そんなことどんなこと考えたって。そこを明確にしてくださいよ。だれがやれと言ったんですか、2,000円にしると。2,000円で払ったんでしょ均一に。

だれの命令なんですか2,000円で払うというのは。町長の命令なんですか、それは。不払い分には、利息付けて払うんですか。後から払ったとすれば、厳密にはそういうことですよ。面倒くさいことを言っているように聞こえるかもしれないけど、それが実態ですよ。実態というのは、民間ではそうなるということですよ言っていることは。不払い分については、当然、請求する権利があって、それについて遅れたらば、利息だってなんだって請求できるじゃないですか。それだけ大事なことなんですよ、労働賃金を正当に払うということは。そういったものの積み重ねが、さっきいろいろ町長答弁しましたけど、迅速に的確にやるんだと言っていますけどもね、迅速に的確にやっているとは思っていないですよ町民は。ずうっと議会で言ってきたでしょう去年1年間。例えば隣の飯舘村さん、計画的避難区域だ、一緒だ川俣山木屋とね。ほんじゃ飯舘村さんは全部線量計は、個人家庭に配付になってますよね。今流行りのスマートフォンだかなんだか知らないけども、あれも全戸に配付して、町の情報をいち早く村の情報を伝えるから、いつも見られるように対応していますよね。川俣町やりましたか。何回言ったって、線量計1つ、山木屋の人たちに配っていないでしょう。全町民もほしいという声がいっぱいあったでしょうが。にも関わらず何もやっていないでしょう、そういうことは。ローテーション保養だって、今回、補正に上がってきたけど、これだって去年からみんな言っていることじゃないですか。そういうことをやらないですよ、やらないで、14億円も財調に残しました。これからの財政が心配だからって、そういうことはまた別の話よ。去年の段階で去年災害できたんだから、去年の災害に最大限努力をして取り組むということが、国がよこした特別交付税じゃないですか。復興基金じゃないですか。更に、3億3,000万円別にあるんですよ川俣町は。復興基金もらったのが。だから、14億7,000万円に3億3,000万円足したらですよ約18億円になるわけですよ。だから、さっき質問したとおり、将来負担率が8%になっちゃうんですよ。やることをやらないから。そこの認識があるかどうかですよ町長。これからはやっていくんじゃないですよ。やらなかったことをどう反省するかですよ。去年1年間やるべきことをやらなかったから、町民は多くの不信感と行政に対する不満を持っているわけですよ。そして、一方では、職員に対する批判も多い。けども、その職員はさっき言ったように、時間外やったって2,000円でカットされて一律だと。そんなことどこにも書かれていないのに、勝手にカットされて時間外をもらっている。町長が決めれば、それはしょうがないと働くしかないじゃないですか職員だって。それでは志気も上がらないし、町民の立場に立った行政だの災害対策もできないじゃないですか。そこのところを町長どう反省するかですよ。数字は嘘をつかないんだから、仕事をやったらば、こだに貯金なんてできるわけないでしょう、どんなこと考えたって。やってないから貯まっただけじゃないですか。そこをちゃんと反省して、これからの話じゃないですよ。そしてね、庁舎の移転だってなんだって、それはちゃんと交付税で見られるでしょう。けども、その金だって全額使っていないんだよ、見られた金額の半分も使っていないじゃないですか、

庁舎移転費だって。そういうことの積み重ねが、14億円の財調になっているんだということを私は指摘をしたいんです。そこに町長がどう反省して、本当にこれからね取り組むのか、そこがなかったら、町民は川俣町は何もやってくれないんだということにしかありませんよということ。そのこと町長どう認識しているのか、再度聞いておきます。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

まず、1点目でありますけれども、この入札関係でありますけれども、お質しのようには体育館、あるいは公民館等についてですね去年の反省を踏まえながら、しっかりと対応してきたことがございました。今ありますように、そのほかのことについて、一方でやっていないんじゃないかというご指摘でありますので、私もそういったことは反省を踏まえながら、今後、しっかりと目を通して、その辺を確認をしながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、財調の考え方ではありますが、町民の皆さんからもいろんな不満が出ているんだということについてのお話しも今、言われたわけではありますが、そういった事業を適切にやっていこうというのが質問のとおりでありますので、私もそうあります。国などにスピード感を持ってくれと。財源ちゃんと出してくれということを我々要望しておって、今度こっちではスピード感がない、また、自分もしっかりとやっていないというようなことの指摘であるわけでありますから、相反するものがあると私も思っております。その辺は十分反省を踏まえながら、この的確にやるということについて、また、財源問題は、このことも先ほどちょっと触れましたけども、そのことも当然であるとは思っておりますけども、現時点で必要なものもしっかりと対応するということが、これまた大事なことだと思っておりますので、そのようなことを不満とか、あるいはまたこれはどうなんだというようなことをしっかりと受け止めながら、これは反省を踏まえて、これからの事業を取り組んでまいりたいと思っておりますので、ひとつご理解を賜りたいと思っております。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 今、調べておりますので、今しばらくお時間をいただきたいと思っております。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいま23年度予算の過疎型スマートコミュニティプランの予備調査のものをこれコピーをいたしたものをお配りしましたが、これ目次の中でいろいろ木質バイオマス発電とか再生可能エネルギーの導入可能性調査とか、そのほかスマートコミュニティの事業構造とか、そういったいろんな再生可能エネルギーとまた、スマートコミュニティを結びつけるための課題とかも含めたものを我々担当の方もよく理解しておりませんでしたので、こういった内容のものをまず、理解して進めようということで、23年度に本当に少額の予算で、そのと

きもその予算でどこまでできるのかということもご指摘ございましたが、このようなことでいろんな問題点も含めて、ちょっと記載してもらったような予備調査のものを活用しながら、今後の中でスマートコミュニティのこれからの復興プランも含めて活用したいということで考えております。これが23年度で確定したものでございます。

以上でございます。

○議長（新関善三君） この間、答弁に回答できるまでの時間、そのほかの質問ございませんか。受けて良いかどうかお諮りいたします。再回答できない分の時間を。再度2番議員の回答がまだできておりませんので、ほかの方の質問を受け付けてよいかお諮りいたします。よろしいですか。

○議長（新関善三君） ここで休議いたします。暫時休議。

（午後5時36分）

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。 （午後5時49分）

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

ご指摘のありました光風園の通常の措置入所者に加えまして、特例措置として入所している者があるのではないかとという質問でございますが、ご指摘のあったとおり、特例措置として9名の相双地方の市町村からの特例措置入所がございまして。この根拠の法令等でございますけれども、これは東北地方太平洋沖地震により被災した要援護者への対応及びそれに伴う特例措置等についてという厚生労働省からの通知に基づくもので、既存スペースの活用を図るとともに、日常サービス提供に著しい支障がない範囲で定員を超過して受け入れて差し支えないということの根拠に基づく特例での入所ということでございます。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） ここでお諮りいたします。

まだ、回答が残ってございます。2番議員の3回の質問は認めるということで、次に進ませていただくことにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） そのほかの質問。遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 14番 遠藤ですが、このこういういわゆる設計の随意契約だとか、指名競争入札というのが、100%で受注がされている。または、99.6とか、99.9、この辺の入札的中率というのは、なぜこういうことが起こってくるのか、非常に私も疑問に思えるんですね。随意契約の場合は、これなんぼで出すからどうだいということで決めるのかどうなのか。ちゃんと予定価格表示するのかどうなのか。その辺のことをちょっとお知らせ願いたいと思うんですよ。これはちょっと異常ではないかと、このままでは。だから、ちょっと指名競争入札だって99.4%でしょう。そうすると、これは恐らく入札に参加する方が、基本的な

契約価格でも分かっていないと、ここまでの正確度は出ないんじゃないかと思うんですが、どういうやり方でこういう結果になったのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの契約の方法の関係の随意契約ということですが、随意契約につきましては競争の方法によらないで、地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して、そのものを相手方として契約する締結の方法を言うというふうに定義されております。ただ、その運用を誤ると固定化するとか、また問題点そのものも指摘をされているところですが、川俣町の場合は、これまで災害に関連したものの例えば設計業務については、これまでも随意契約の例というの結構ありましたので、今回もそういった条項というか随契ができる条項という、本当に災害関連である程度これまでも話が出てますけども、緊急を要することがもちろんありますが、その災害に関連したものであるということで、随契をやってきたところですが、ただ、今後の中でこの問題点というの、もちろんこういう指摘もされておりますので、そういったことも考えながらですね、今後はその契約の方法というのいろいろと精査していく必要があるかと思えます。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） あの聞かれたことに答えてもらいたいんだ。というのは、私が言っているのは、あまりにも的中率が高いので、例えば予定価格を知らせて随意契約しているのかどうなのかと。ただ、そうでないとすれば、この田畑さんというのは的中率高いんだよね。ほとんどこの田畑さんにやらせるわけでしょう。そうすると、庁内からちゃんと通報がいくシステムでもできているのかどうなのか、それっきり考えられないんですよ。100%で随意契約したのさ、指名競争だって99.4%だとかって、こういう結果になるというのは、なぜなんですか。これどう考えても我々理解できないんですよ。あまりにも高すぎるんですよ。100%で受注だのって。こういう契約の仕方って、疑問に思わないんですか。金額が高いのは、町長もちゃんと関与しているわけだから、例えば指名なんかの場合は、町長がこれ最終金額、指名の金額出すんでしょう。だから、全くぴったんこの契約というのは普通は考えられないんですが、なぜこういうことが起こったのかを聞いているんですよ。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 質問のですね落札率の100%、99%の中で、そういったものを事前に知らせているのかというような質問でありますけれども、そういったことは全くございません。

○議長（新関善三君） そのほか質問ございませんか。6番。

○6番（菅野清一君） 今の100%が、今朝出された資料だけで2つあるわけですよ。ということは、過去にもそういうことがあるんじゃないかと思うのが、ノーマルな状

態の人間の心理だと私は思うので、これ過去2年か3年分の経過を出してもらわないと、これまずいと私は思いますよ。で、この理由が説明できないということは、おかしいじゃないですか。端数までピタッと合っているわけですよ。百発百中ということなんでしょうけど、これ通常では考えられないです。一般論で言えば、今、95%~96%だって、各県なんかは問題にしながら、特別委員会作ったりして対応しているわけですよ。しかも、この中ですよ、これ99.9%というのは、かなりハイレベルですよ、これ。競馬だってこんなに当たりませんからね。これどっから考えたって、普通疑問持つのが、当たり前だと思えるんですよ。そういう意味でこれね担当部局の明快な答弁をいただきたいと思います。さっきの答弁だと、ちょっと的が違うので、ということは、議会ではこれ調査特別委員会の必要が私十分あると思います。そして、これ今朝出された分だけでこれくらいですよ。過去にどのくらいあるか分からないじゃないですか。明確な答弁を。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 町税務課担当分の経過についてご報告、ご説明、答弁申し上げます。

町民税務課担当分は、損壊家屋と解体工事の23年度分の民家、それからファンズ中丁店アスベスト、それから24年度の民家、それから解体というふうに5件でございますが、この契約につきましてはご報告申し上げているとおり、随意契約で契約を締結いたしたところでございます。その手順でございますけれども、まず、設計書を作成をし、各社に見積書のご提出をお願いしたということでございます。いずれも同じような手順で契約をさせていただいておりますが、その内部の起案などにつきましては、いわゆる起工伺いですね、それから見積もりの選定伺い、決済をいただいて、見積もりの提示のいわゆる通知ですね。そして、見積書をご提出いただき、その結果に基づいて、最低価格の方と契約をいたしたということの手順となっております。以上でございます。

○議長（新関善三君） 6番 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 正規の手続きをした結果、こうなったというようなご回答だと思うんですけど、一般論で99.6%とかっては、一般的にはこのくらいの数字なんですか。まず、99.6%とか99.9%ですよ。コンマ1以下ですよ違うの。あと100%ですよ2つは。しかも、これ80円までピタッと。これはあり得ない数字だと思うんですけど、これは適正だと思っておりますか。

○議長（新関善三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご質問にお答えを申し上げます。

適正だと思っているのかというご質問でございますが、先ほど申し上げたような手順で契約に至ったわけでございますが、そこは適正だというふうに考えております。なお、10円単位までのというお話しがございましたが、この表にもありますように、比較そのものは税抜き価格で比較しております。予定価格も税抜きですね。そこで、最低価格を契約の相手を決定し、手順としては、その後に消費税を加える、

消費税相当分を加える。それで、10円単位の金額がこの場合出て来る。そのようなこととなっております。以上でございます。

○議長（新関善三君） 6番 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 正規の手続きをしたら、たまたまこうなったという明快な答弁なんですけど、納得できるものでは当然これありません。なぜなら、税金によって継承されているものでありますから、同一業者による過去2年程度の過去のデータを議会に提出願います。

○議長（新関善三君） 過去2年のデータをそれでは当局に求めてですね、当然、今日即回答はできないと思いますので、特別委員会までに回答するようなことで決算審査特別委員会までには報告できるように、議長の方から当局に指示いたします。ご異議ございませんか。（不規則発言あり）それでは、議会中に月曜日まで回答するというので、ご了解をいただきたいと思います。過去2年にさかのぼった、今日の一覧表を渡してありますので、それらに関する設計請負業者の過去2年間の実績を月曜日まで報告ということで、ご了解をいただきたいと思います。ご了承いただきたいと思います。そのほかございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） そのほかの質問がございませんので、2番議員の質問の回答が残ってございますので、答弁を求めますが、まだ、準備ができておりませんので、暫時休議いたします。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 暫時休議いたします。 （午後6時10分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。 （午後6時19分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 69ページでありますけど、大変遅れて申し訳ございませんでした。いつ入ったかということで、県から町の方に平成24年5月30日に入っております。なお、職員については、時間外の精算をしてございます。利息というか、それは払ってございませんので、平成24年4月20日に行っております。

以上でございます。（不規則発言あり）金額は、420万3,811円です。

○議長（新関善三君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） ただいま総務課長からありましたね24年の5月30日で420万3,811円入ったということなんですけど、これは予算に計上されているんですかというのが1つね。

あとこれ請求書出したのは、いつなのか。それもさっき聞いたはずなんだから、23年度中に請求を出したとすれば、調定は24年3月31日にするわけでしょう。だから、これは未収金で上がってこなくちゃいけないでしょう収入未済額として決算に。24年度に請求したならば、それは構わないですよ。だから、そ

の日付はいつなんだと、私はさっき聞いたんですよ。言っている意味分かりますよね。23年度中に調定をしたとすれば、23年度決算にこの420万3,811円は、収入未済金として決算書に計上しなくちゃいけない話なんです。ですから、請求日がないと、正しい決算をしたのかどうかというのは分からない。

それから、4月20日に全職員に払ったと、420万3,811円そのとおりに払ったということだと思いませんか。そのとおりに払ったということだと思いませんか。そうしますと、遅れて払うお金、遅れて払う規定ってないよね川俣町の。どこにも書かれていませんよね。そうすると、支出の行為、この支出が発生したのは23年度中の話なわけなんです。若しくは、22年中だかもしれないですね。23年の3月11日ということは、22年度中だかもしれません。会計処理上、それがどういうふうに適正に処理をされているのか、私はお聞きをしたいんです。

それから。町長ね一生懸命これからやるんだという答弁なんですけど、どう考えてもこれまでのこの半年間、新年度になって補正予算計上されてくるのもタイムリーだとは思えない時期にタイムリーでないものがどんどん出て来るわけでありますが、前々から指摘しているとおり、この財政運営の考え方が、基本的に間違っていると私は思っているんですよ。いくら町は継続的に財政というものを考えなくちゃいけないと言っても、基本は単年度主義ですから町の財政というのは。どこの法律読んだってそうしか書かれていませんよ、単年度主義なんだと。ただ、不測の事態があるから、それは過年度にわたって、将来も見越してやりなさいよと、こういうふうに言っているわけでしょう。なんで単年度主義かというのは、それは納税負担の問題があるからですよ。納税負担の問題があるからなんです。ところが、今のやり方は、ずうっと私議員になってから、あるいは議員になる前も見てきましたけど、単に財政の収支のことだけが優先されてて、今、川俣町が何をすべきかということについて、十分に精査されていない。だから、町民から見ると、失望感のある町政にしかなくてこないんですよ。だから、単年度主義であるということを経験して、基本にね町長ねしっかり押さえて、そして、今やるべきことを今やらなければ、事業というのは失敗ですから。今日やることを明後日やったって、これは失敗なんです。今日やることは今日やるべきなんです。だから、今年度やるべきことは今年度やるべきだし、4月にやるべきものは4月にやるべきですよ。端的な例が、今回、提案されているローテーション保養でしょう。夏休み前にやるなら、あの計画でも私は納得できるんですけど、今頃出してですよ集団でやりなさいなんて言っちゃって、できる時期なんかないじゃないですか、そういうことも含めて、やっぱり町長ね、財政運営の考え方を根本的に変えるべきだと思うので、その辺質しておきたいと思えます。

それからね同僚議員からも質問ありましたけども、このもらった表、予定価格は書かれているんですけど、予定価格を書くにあたっては、設計価格というのがありますよね。設計価格を参考にして、予定価格というのは作るんです。だとすると、設計価格はじゃこの表にあるがなで結構ですから7件ありますけど、設計価格はいく

らだったんですか、予定価格を参考にした設計価格。それを明らかにしていただきたい。以上です。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

財政運営の基本的なのは、単年度主義ですというのは、そのとおりであります。それを基にしながら、健全な財政運営を図っていくというようなことで来たわけですが、今までを振り返ってみますと、この三位一体改革により、非常に厳しい地方財政の状況に陥れられた面がございまして、その分を今度は増額交付税を出せというような運動を今、しているところでございますが、そのようなことを踏まえながら、やっぱり財政は安定した経営をしていかなくちやならないと思っておりますので、単年度決算、単年度主義と合わせて、また、財政の不測の事態に対応できるような財政調整基金というものはもっていかなくちやならないと思っております。今、指摘ありますように、タイムリーな事業をやらなければ、そんなこと言っただって、町民のいろいろなことに応えられないんだらうと、そのとおりだと思います。これから12月補正もあるわけですが、今、指摘ありますようなことについても踏まえながら、具体的な事業について考えながら、また、議会の方に協議をして、遅れないようにタイムリーな事業を図り、この復興、復旧に向けた弾みを一段と進めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。質問の趣旨については、十分理解しております。以上であります。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

職員に遅れてしまったことについては、大変申し訳ないと思っております。今、調定の関係は今ちょっと調べておりますので、申し訳ないですがしばらくお待ちいただきたいと思っております。

○議長（新関善三君） 設計価格と予定価格については、町民税務課長が今、調べに下がりましたので、まだ時間がかかると思います。3回目の回答がいただけませんと、次に進めません。回答待ちの間、そのほか質問ございましたら。

4番 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 調べているうち、本来であればこれね特別委員会で聞いてもいいんですが、ちょっとこの内容があれだったものですからちょっと質問させていただきます。

97ページなんですけど、成果の概要。斎場の使用料ね、これ初めて出てきたみたいなんですけど、被災者用の葬儀会場使用料4名分、やすらぎ会場だねこれ菅野造花店でやったやつ。これは、どういうふうな内容なのか。

あともう1点、貸し切りバス運賃用、避難者通園送迎運行料金、これ20日間であまりにも金額が3,920円なんていうからこれどんな貸し切りバスの運行料金だったのか、その2点ほどお伺いします。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。先ほどの2番議員に対する回答があり

ますので、先に。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご答弁申し上げます。

2番 高橋議員の解体工事関係の資料の設計金額についてのお質してございます。この際、私、他の所管分も申し上げますが、全件ですね全件予定価格と同額です。設計額イコール予定価格となっております。以上です。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君の質問に対して、答弁を求めます。

原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

成果の概要の97ページでございますが、斎場使用料でございます。4名分となっております。これは町外から避難された方の使用料ということで、町の方で対応したものでございます。これは昨年の6月に対応させていただいた中身となっております。

あと貸し切りバスの賃借料3,920円につきましては、大変安いというようなお話しでしたが、これは一時避難されている方がありまして、その方の部分でこちらの方に来る場合について、これを活用して実施をしたという形になってございます。間違いなく3,920円ということになってございます。よろしくお願いいたします。

○議長（新関善三君） そのほか質疑ございませんか。最後の質問の回答をいただきませんと、進むことができませんので、当局で努力していただきまして、（不規則発言あり）今、総務課長が確認中でございますので、休議きりございません。

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 暫時休議とさせていただきます。

（午後6時37分）

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。

（午後6時47分）

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 大変遅れて申し訳ございません。平成24年3月28日の調定となっております。以上でございます。

○議長（新関善三君） 総務課長、補足。

○総務課長（高橋清美君） 平成23年度の収入として入っております。

以上でございます。

○議長（新関善三君） そのほか質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

本案を平成23年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって本案は、平成23年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここで暫時休議いたします。議会運営委員会を直ちに開催させていただきますので、議長室までお集まりください。

（午後6時48分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。

（午後7時20分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） お諮りいたします。

議事日程の都合により、本日はこれにて延会にし、本日の残りは9月10日、月曜日、10時から審議することといたします。一般質問はその後にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認め、本日の残りの議案を9月10日、月曜日、第5日目にいたすことと決定いたしました。

◇

◇

◇

◎散会の宣告

○議長（新関善三君） 本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後7時21分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 新関 善三

同 署名議員 村上 源吉

同 署名議員 高橋 道弘